# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	子育て支援に関する事務 基礎項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

桶川市は、子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

埼玉県桶川市長

### 公表日

令和7年10月31日

[令和7年5月 様式2]

### I 関連情報

」						
1. 特定個人情報ファイル	レを取り扱う事務					
①事務の名称	子育て支援に関する事務					
②事務の概要	保育料を算定するに当たり、利用者の家族構成・所得状況・就労状況に応じて階層認定・保育料を決定する。					
③システムの名称	子ども子育て支援システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー					
2. 特定個人情報ファイル名						
子ども子育て支援台帳ファイ	ル、子ども子育て支援世帯ファイル					
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	番号法別表の9及び127の項並びに児童福祉法、子ども・子育て支援法等					
4. 情報提供ネットワーク	システムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢>					
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表のうち17及び155の項 (番号法第19条第8号に基づく主務省令における情報提供の根拠)なし (子育て支援に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。) (番号法第19条第8号に基づく主務省令における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(特定個人番号利用事務)に「子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第157条で定めるもの」が含まれる項(155の項) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(特定個人番号利用事務)に「児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であって第19条で定めるもの」が含まれる項(17の項)					
5. 評価実施機関におけ	る担当部署 					
①部署	福祉部保育課保育所係					
②所属長の役職名	保育課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示	- 訂正 - 利用停止請求					
請求先	総務部総務課総務·情報公開係 埼玉県桶川市泉一丁目3番28号 電話 048-786-3211					
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ						
連絡先	福祉部保育課保育所係 埼玉県桶川市泉一丁目3番28号 電話 048-786-3211					
9. 規則第9条第2項の過	適用 [ ]適用した					
適用した理由						

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数								
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上				
	いつ時点の計数か	令和	7年4月1日 時点					
2. 取扱者	数							
特定個人情	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満		
いつ時点の計数か		令和	7年4月1日 時点					
3. 重大事	3. 重大事故							
	内に、評価実施機関において特定個 する重大事故が発生したか	[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし		

## Ⅲ しきい値判断結果

#### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
	項目評価書 ] 施機関については、それる		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 まな全項目評価書において、リスク対策の詳細が記				
2. 特定個人情報の入手(	情報提供ネットワークシ	ノステムを通じた。	入手を除く。)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[  十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[ 0 ]委託しない				
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	妘(委託や情報提供ネット	ワークシステムをi	面じた提供を除く。) [○]提供・移転しない				
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	<b>ノステムとの接続</b>	[	〇 ]接続しない(入手) [〇]接続しない(提供)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	Γ	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				

7. 特定個	固人情報の保管・	消去					
特定個人情 失・毀損リス 分か	情報の漏えい・滅 スクへの対策は十	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を	介在させる作業				[ ]人	手を介在させる作業はない	
人為的ミスへの対策は	が発生するリスク t十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判图	fの根拠	での配 ・施設	の局面で特定個人情報 を記を行うようにしておいた。 や他市町村への書類 番号及び本人情報が	3り、人為的ミス [送付時のマス:	が発生する キング処理		数人。
9. 監査							
実施の有無	#	[	]自己点検	[ O ]	n部監査	[ ] 外部監査	
10. 従業	者に対する教育・	啓発					
従業者に対	対する教育・啓発	[	十分に行っている	5 ]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
						e/   /J (= )   C   (0.0	
11. 最も	<b>憂先度が高いと</b> 考	きえられ	れる対策		[ ]全	項目評価又は重点項目評価を実施する	5
	<b>優先度が高いと考</b> ほが高いと考えられ	[ 3, <選扎 1) 2, 3, 4, 5, 6, 7)	)権限のない者による R肢> )目的外の入手が行 )目的を超えた紐付い を話先における不可 がでいる。 を託先における不可 がでは供・移転か )情報提供ネットワー 情報提供ネットワー のは、	われるリスクへ ナ、事務に必要 oて不正に使用 Eな使用等のリ 、行われるリスク -クシステムを通 -クシステムを通 えい・滅失・毀技	されるリスクの対策 のない情報 されるりの対 スクの対策 ででして目的が にて不正な	項目評価又は重点項目評価を実施する  力への対策  なとの紐付けが行われるリスクへの対策  力への対策  対策  (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除  トの入手が行われるリスクへの対策  は提供が行われるリスクへの対策	]
最も優先度る対策		[ 3, <選注 1) 2) 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9,	)権限のない者による 尺肢> )目的外の入手が行 )目的を超えた紐付い を委託先における不可 を委託な提供・移転が )情報提供ネットワー 情報提供オットワー り特定個人情報の漏 十分である	われるリスクへ ナ、事務には少れる って不正に等のリ いでではないではない。 ではなけれる」とを でいる。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	されるリスクの対策 のなれるのかない。 のなれるのの対のの対象のででは、 では、これの対象をはないが、 では、これでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	項目評価又は重点項目評価を実施する  力への対策  なとの紐付けが行われるリスクへの対策  力への対策  対策  (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除  トの入手が行われるリスクへの対策  は提供が行われるリスクへの対策	⟨∘⟩

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月27日	6担当部著 ①部著	健康福祉部保育課保育所グループ	健康福祉部保育課保育所係	事後	見直しを実施したため
平成30年12月27日	職名	保育課長 小高 稔	保育課長	事後	見直しを実施したため
平成30年12月27日	I -7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部総務課情報公開・文書グループ	総務部総務課総務・情報公開係	事後	見直しを実施したため
平成30年12月27日	I -7. 特定個人情報の開 示・訂正・利用停止請求 請 求先	埼玉県桶川市大字上日出谷936番地の1	埼玉県桶川市泉一丁目3番28号	事後	見直しを実施したため
平成30年12月27日	I -8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	健康福祉部保育課保育所グループ	健康福祉部保育課保育所係	事後	見直しを実施したため
平成30年12月27日	I -8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	埼玉県桶川市大字上日出谷936番地の1	埼玉県桶川市泉一丁目3番28号	事後	見直しを実施したため
平成30年12月27日	Ⅱ - 1. 対象人数 いつの時 点の計数か	平成27年5月1日 時点	平成30年12月1日 時点	事後	見直しを実施したため
平成30年12月27日	Ⅱ - 2. 取扱者数 いつの時 点の計数か	平成27年5月1日 時点	平成30年12月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和1年6月26日	Ⅱ-1.対象人数 いつの時 点の計数か	平成30年12月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和1年6月26日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつの時 点の計数か	平成30年12月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和1年6月26日	Ⅳ リスク対策	なし	項目を追加	事後	評価書の様式変更
令和2年5月27日	Ⅱ - 1. 対象人数 いつの時 点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	評価の再実施をしたため
令和2年5月27日	Ⅱ - 2. 取扱者数 いつの時 点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	評価の再実施をしたため
令和3年6月18日	Ⅱ - 1.対象人数 いつの時 点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和3年6月18日	Ⅱ - 2. 取扱者数 いつの時 点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和4年6月17日	I -4. 情報提供ネットワーク システムによる情報連携 ② 法令上の根拠		番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の 制限)	事後	法令改正のため
令和4年6月17日	I-5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部保育課保育所係	福祉部保育課保育所係	事後	見直しを実施したため
令和4年6月17日	I -8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	健康福祉部保育課保育所係	福祉部保育課保育所係	事後	見直しを実施したため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月17日	Ⅱ 一1. 対象人数 いつの時 点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和4年6月17日	Ⅱ - 2. 取扱者数 いつの時 点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和5年6月16日	Ⅱ - 1. 対象人数 いつの時 点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和5年6月16日	Ⅱ - 2. 取扱者数 いつの時 点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
	個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言	確認し	認識し	事後	見直しを実施したため
	I一3. 個人情報の利用	別表第1の8及び94	別表の9及び127	事後	法令改正のため
	I 一4. 情報提供ネットワーク システムによる情報連携		番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表のうち17及び155の項(番号法第19条第8号に基づく主務省令における情報提供の根拠)なし(子育て支援に関する事務において情報提供は行わない。)(番号法第19条第8号に基づく主務省令における情報照会の根拠)第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(特定個人番号利用事務)に「子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付支に、事務であってが会まれる項(155の項)第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2個(特定個人番号利用事務)に「児童は一方、第2欄(特定個人番号利用事務)に「児童福祉法による事務であって第19条で定めるもの」が含まれる項(17の項)	事後	法令改正のため 見直しを実施したため
令和6年/月10日	Ⅱ-1.対象人数 いつの時 点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
节和6年/月10日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつの時 点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
	Ⅱ-1.対象人数 いつの時 点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月31日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつの時 点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和7年10月31日	IV − 8. リスク対策 人手を介 在させる作業	なし	・リスク対策 十分である ・判断の根拠 下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して 手作業が介在するが、いずれの局面において も複数人での確認を行うようにしており、人為 的ミスが発生するリスクへの対策は十分である と考えられる。 ・施設や他市町村への書類送付時のマスキン グ処理 ・個人番号及び本人情報が記載された書類の 適切な管理と廃棄	事後	様式改正により
令和7年10月31日	IV − 11. リスク対策 最も優 先度が高いと考えられる対策	なし	*取も変元度が高いと考えられる対象 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 対策は十分か 十分である ・判断の根拠 本事務で使用するシステムへのアクセスが可能な職員は、ユーザーIDと生体認証(静脈による認証)によって限定しており、アクセス可能な職員は年度ごとに管理することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録している。これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正に仕様	事後	様式改正により